

資料提供年月日	平成19年 5月31日	
問い合わせ先	課名 電話	水道局営業課 直通 221—9983
	課名 電話	下水道局普及管理課 直通 803—1485 内線 4920
担当者	水道局	職氏名 審議監 杉谷 晴海 職氏名 課長 岸本 憲二
	下水道局	職氏名 課長 加藤 啓介 職氏名 係長 羽賀 広昭

広 報 連 絡

- 1 件名 田町一丁目地内漏水事故に伴う水道料金及び下水道使用料の減額について
- 2 趣旨 漏水事故により発生した濁水の減額方法及び対象者についてお知らせする。
- 3 内容
- (1) 減額の方法
- ①お客様の使用水量の1日分を減量(減額)し、その下限は2 m³とします。ただし、差引きの結果マイナスの使用水量となる場合は0 m³で調定します。
- ②上記の外、受水槽方式の場合は、水槽の有効容量相当分を減量(減額)します。
- (2) 減額の時期
- 6月及び7月の検針分から減額します。
- (3) 対象者 濁水の発生した行政町名単位に一律に適用する。ただし、同一行政町名区域内であっても、鉄道や道路等により明らかに配水系統が異なり、濁水が発生しなかった地域は除きます。
- (4) 減額金額 給水料金は段階別料金制度を採用していますので、1 m³あたりの単価が異なります。
- ちなみに、2か月で40 m³ご使用の場合の減額金額は次のとおりです。
- | | |
|--------|-----------|
| 水道料金 | 272円 |
| 下水道使用料 | 280円 |
| | |
| 合計 | 552円(税抜き) |
- (5) その他
- ・下水道使用料も水道料金と同様に減額します。
 - ・減額対象者には、検針月の月末に減額金額をはがきによりお知らせします。